

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する意見募集

市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、令和3年度に「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。このたび、計画の見直し時期を迎え、今後も成年後見制度の利用促進を図るため、「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を作成しました。

つきましては、小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、市民の皆さんのお意見を募集します。

○計画名称 第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）

○対象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所もしくは事業所を有する法人又はその他の団体

○募集期間 令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）まで

○検討結果の公表等 令和8年2月（予定）。寄せられた意見等は、原則として住所・氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的な回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容並びに検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報、第三者を誹謗中傷するもの又は計画案に直接関係のないものに対しては、公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果、市の考え方等は示しません。

○配布場所等 計画（案）は、地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、広報秘書課広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

○提出方法 住所（事務所の所在地）・氏名（団体名及び代表者名）・計画名称を明記し、直接又は郵送、ファクシミリもしくは市ホームページ専用フォーム（下記のURL又は二次元コードから回答することができます。）で次の提出先へ送付してください。

なお、匿名での提出はできません。また、原則として日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳も送付してください。

用紙は、市ホームページからもダウンロードが可能です。

※ 市ホームページ専用フォームは、お使いのパソコン等の動作環境により使用できない場合があります。上記提出方法による提出が困難な場合は、電子メール本文に必要事項を明記し、次の提出先へ送付してください。

なお、添付ファイルのあるものは、受付できませんので御注意ください。

○提出・問合せ先 小金井市福祉保健部地域福祉課地域福祉係
〒184-8504 小金井市本町6-6-3
(電話) 042-387-9915
(FAX) 042-384-2524
(電子メール) s050199@koganei-shi.jp
(市ホームページ専用フォーム)
<https://logoform.jp/form/pCd3/1343890>

【二次元コード】

